

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社仁木総合建設  
(法人番号4130001015286)  
業者の住所：京都府京都市伏見区淀本町206-16
- 2 指名停止措置期間：令和元年10月23日から  
令和元年12月22日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社仁木総合建設は、近畿地方整備局木津川上流河川事務所発注の「木津川上流服部川河道整備他工事」、「名張川黒田地区河道整正工事」及び「名張川大屋戸地区河道整正工事」並びに西日本高速道路株式会社関西支社発注の「新名神高速道路田上里工事」の競争参加資格確認資料に虚偽の記載をし、令和元年9月9日、近畿地方整備局長より建設業法第28条の規定に基づく監督処分（営業停止22日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から  1月以上9月以内